

平成30年2月23日提出

熊本市病院事業の管理者の給料等の特例に関する条例の制定について

熊本市病院事業の管理者の給料等の特例に関する条例を次のように制定する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市病院事業の管理者の給料等の特例に関する条例

(給料の特例)

第1条 平成30年4月1日から平成31年9月30日までの期間における病院事業の管理者の給料月額、熊本市企業管理者の給与に関する条例(昭和41年条例第48号)第2条の規定にかかわらず、703,000円とする。ただし、退職手当の額の算出の基礎となる給料月額は、同条に規定する額とする。

(期末手当の特例)

第2条 平成30年4月1日から平成31年6月30日までの期間における病院事業の管理者の期末手当の算定において期末手当基礎額に乘じる割合は、熊本市企業管理者の給与に関する条例第6条第2項第1号の規定にかかわらず、6月に支給する場合は100分の150、12月に支給する場合は100分の165とする。

附 則

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この条例は、平成31年9月30日限り、その効力を失う。

(提出理由)

病院事業の管理者の給料等の特例を定めるため、この条例を制定する必要がある。
これが、この条例案を提出する理由である。